

## 「電気通信事業報告規則の一部を改正する省令案」に対する意見提出者

計 4 者 （14 件）

(意見提出順、敬称略)

	意見提出者	代表者氏名等	
1	ワイモバイル株式会社	代表取締役社長	エリック・ガン
2	ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社	代表取締役社長兼 CEO	孫 正義
3	株式会社NTTドコモ	代表取締役社長	加藤 薫
4	KDDI株式会社	代表取締役社長	田中 孝司

※連名での提出は 1 者とカウント

## 「電気通信事業報告規則の一部を改正する省令案」 に対して寄せられた意見及び総務省の考え方

### 1. 第10条ノ一契約当たりの通信量等報告関係

意 見	総務省の考え方
<p>意見 1-1</p> <p>一契約当たりの通信量や料金プランごとの契約状況は、経営上極めて重要な機密情報であり、料金設定が自由化された現在において当該情報を報告することは、事業者に過度の負担を求める過剰な規制であること、一般ユーザに対する利用調査等によって代替が可能であること、当該情報を用いて料金プランの適正性を検証することは困難であることなどから、第10条に定める報告項目は改正案から削除すべき。</p> <p>仮に報告の必要性がある場合でも、提出時期を翌々月とする、期間限定の報告とするなどの配慮を求める。</p>	<p>考え方1-1</p>
<p>当該報告内容は、各事業者の経営実態を如実に表わす経営上極めて重要な機密情報であり、そのため社内でも取り扱える人員はごく一部に限定されております。加えて、報告可能な数字を作成するために膨大なデータ量を取り扱うためのシステム開発コスト及び人的な作業負担を鑑みると相当な負担となっていることも事実です。</p> <p>このような状況を鑑みますと、当該報告内容につきましては、質、量および四半期ごとの報告回数など、事業者に対して過剰な規制であると言わざるを得ません。</p> <p>つきましては、その他の代替手段等にて調査、分析を行うなど、このような過度な負担を事業者に強いることのない制度整理を要望いたします。</p> <p>なお、仮に報告の必要性がある場合においても、下記事項についてご配慮いただきたいと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提出期限を四半期の翌々月にしていただきたい</li> <li>・ 期間限定の報告としていただき、仮に継続する場合は、当該報告が必要不可欠である合理的な理由等をお示しいただきたい。</li> </ul> <p style="text-align: right;"><b>【ワイモバイル株式会社】</b></p>	<p>携帯電話料金の設定については、事業者の経営判断により設定されているものではあるが、電気通信事業法上は、現在でも料金その他の提供条件について事後規制の対象となっている。</p> <p>報告対象となる事項は、情報通信審議会答申「2020年代に向けた情報通信政策の在り方」（以下「情報通信審議会答申」という。）及びICTサービス安心・安全研究会報告書における指摘を受けてのものであり、移動通信市場が主要3グループによる寡占状態にある中、携帯電話事業者のデータ通信の料金プランが従来7GBを上限にするものを中心に画一化され、平均的な利用実態から大きく離れていたことを踏まえ、利用者利益の確保の観点から、電気通信事業法第166条第1項に定める「この法律の施行に必要な限度」において報告を求めるものである。</p>
<p>契約当たりの通信量や役務の料金に関する契約状況については、経営戦略の根幹をなす特に機密性の高い経営情報に該当します。また、下記に示すとおり、(1)事業者への過度な報告義務を課すことなく、代替的手段により、一定の市場動向の把握が可能であること、(2)事業者からデータ提出を行ったとしても、目的に合致したデータとはなり得ない可能性が高いこと等から、本条に定める追加報告項目は、電気通信事業法第166条にて定められている「法律の施行に必要な限度」を超えているものと考えます。</p> <p>従って、弊社共としては本報告項目の提出を控えさせて頂きたく、第10条に定める報告項目は改正案から削除して頂きたいと考えます。</p>	

(1) 代替的手段によるデータ収集について

スマートフォンにおいては、個々のユーザが比較的容易にデータ通信の使用状況等を確認できる機能が具備されているところであり、通信事業者の経営情報を取得せずとも、一般ユーザに対する利用状況調査等によって、必要とされる情報を収集し、傾向等を分析することが可能と考えます。実際、御省におかれては下記のとおり各種調査を実施の上政策形成に活用している例※が多数あり、本件もこうした調査手法を活用することで代替可能と考えます。

※ 平成 25 年 通信利用動向調査 ([http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/statistics/data/140627\\_1.pdf](http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/statistics/data/140627_1.pdf))

平成 25 年 情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査、高校生のスマートフォン・アプリ利用とネット依存傾向に関する調査 (<http://www.soumu.go.jp/iicp/chousakenkyu/seika/houkoku-since2011.html>)

2) 本報告の目的について

本改正案にて契約当たりの通信量と役務の料金に関する契約状況を報告対象としているのは、両者の分布を比較することで利用者動向に見合った料金プランとなっているか等の検証に活用することが目的の一つと理解しています。しかしながら、例えば、下記①~③に示すような理由により両者の比率には差異が生じると考えられ、分布の傾向が異なる場合であっても、料金プランの適正性等を判断することは困難であると考えます。

- ① データ通信量自体は日々増加傾向にあり、且つ、大容量の料金プラン程、データ通信量単価は割安であることも踏まえ、利用者自身にて想定する利用量以上に使用できるより大容量の料金プランの選択がなされることが一般的であること
- ② データシェアサービスの利用時には、当然ながら利用量と比べて大容量の料金プランが選択されること(例:20GBを家族4人でシェアする場合、親回線は利用量が5GB/料金プランは20GBとなり当然差異が生じる)
- ③ 余った通信量を翌月以降に繰り越せるデータ量の繰り越しサービスがあり、単月のデータ利用量のみでは評価できないこと

**【ソフトバンク BB 株式会社・ソフトバンクテレコム株式会社・ソフトバンクモバイル株式会社】**

一契約当たりの通信量とプラン毎の契約の状況を比較分析するに当たっては、各種のキャンペーンやデータギフト等による利用可能な通信量の変更によって、当該プランに係る通信量の上限と実際の利用可能通信量が必ずしも一致しないことを考慮いただきたいと思います。

**【KDDI 株式会社】**

本情報は競争環境のもとでの重要な経営情報であるため、報告・公表対象とすべきでないと考えます。また、料金の自由化により、弊社は利用者ニーズに応じた多様な料金プランを提供しており、今回の報告・検証はその趣旨からすると、行き過ぎたものであることから、導入すべきではないと考えます。

**【株式会社 NTT ドコモ】**

総務省が事業者に対して多様な料金プランの導入を促すに当たって、料金プランが利用者の利用動向に合致しているか否かを検証する目的で報告を求める趣旨からすれば、利用者の正確なデータを偏りなく定期的に把握し、分析する必要があり、利用者へのサンプル調査では不十分と考える。

検証に当たっては、データシェアやデータギフト等に係る御指摘についても十分留意してまいります。

提出期限については、事業者における負担に配慮し、御意見のとおり、四半期の翌月に修正する。

なお、報告される情報が機密性の高い経営情報であることを踏まえ、提出された情報の省内における取扱者の範囲や公表の在り方等を含めた取扱いについて、事業者又は第三者の権利等を害することがないように十分に配慮するとともに、今後、各社の料金プランの設定状況や利用者の利用動向も踏まえ、報告の対象となる事項や報告の頻度等については必要に応じて見直しを行ってまいります。

## 2. 第12条／代理店手数料支出状況報告関係

意見 2-1 キャッシュバックの実態把握には、販売現場の定期的な視察、利用者ヒアリング等、市場動向を正確に把握できる方法で検証することが必要。事業者への代理店手数料の報告だけで把握できるものではない。本来はあらかじめ抑止策を講ずべき。	考え方2-1
<p>キャッシュバックの実態を把握するためには、本報告内容に基づく検証ではなく、販売現場を定期的に視察することや、利用者へのヒアリング等、市場動向を正確に把握できる方法により検証することが必要と考えます。</p> <p>利用者に還元されているキャッシュバックの原資は、必ずしも事業者から代理店に支払われる手数料からのみ捻出されている訳ではなく、販売形態や多様なプレイヤーの存在からも、事業者に対する代理店手数料の報告だけで実態を把握できるものではないと考えます。</p> <p>過度なキャッシュバック競争は公正な競争環境を阻害することから、本来はあらかじめ抑止策を講ずべきであり、加えて販売現場の実態の検証が必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;"><b>【ワイモバイル株式会社】</b></p>	<p>情報通信審議会答申において、事業者から代理店に対して支払われる各種販売奨励金を原資として多額のキャッシュバックが行われることが、移動通信市場における公正競争を阻害する点や、長期利用者との間の不公平性を拡大させる点において問題があると指摘されている。他方、販売奨励金そのものは商慣行として否定されるものではなく、また、ICTサービス安心・安全研究会のヒアリング等において自主的な取組を実施していく方針が各事業者から示されたことを踏まえ、まずは端末と通信サービスの分離等の競争環境の整備を通じて、事業者による自主的な適正化を促すことが適当とされている。</p> <p>したがって、まずは本改正案のとおり、代理店手数料及び代理店への販売奨励金支出額の報告を求めることにより状況を注視するとともに、必要に応じ、適切な措置を講ずることを検討してまいりたい。</p>

<p><b>意見 2-2</b></p> <p>今回の報告項目中、「代理店手数料支出額」は、直接的にユーザ還元される性質のものでない部分が大半を占めるため、検証に資するものではない。今回は「代理店への販売奨励金支出額」に限定すべき。</p>	<p><b>考え方2-2</b></p>
<p>本改正案では「代理店手数料支出額」と「代理店への販売奨励金支出額」の2つの項目の報告を求めています。しかし、「代理店手数料支出額」から「代理店への販売奨励金支出額」を除いたものは、ショップ支援金や各種手続に関する業務手数料等が含まれ、当該料金は主に代理店における店舗運営の必要経費に対して充当されるものです。本報告項目については、利用者向けのキャッシュバックの検証に役立てることが目的の一つと理解していますが、上述の「代理店手数料支出額」については、直接的にユーザ還元がなされる性質のものでない支出額が大層であると想定され、当該検証に資するものとは考えられません。従って、今回の報告対象は「代理店への販売奨励金支出額」に限定して頂きたいと考えます。</p> <p><b>【ソフトバンク BB 株式会社・ソフトバンクテレコム株式会社・ソフトバンクモバイル株式会社】</b></p>	<p>報告内容については、事業者ごとに代理店手数料及び代理店への販売奨励金支出の形態が異なると想定されるため、本改正案のとおり、代理店手数料及び代理店への販売奨励金支出額の報告を求めることが適当であると考えます。</p>
<p><b>意見 2-3</b></p> <p>分析に当たっては、事業者によっては、携帯・固定双方の代理店手数料等が存在する、用途の判別が難しい場合がある、代理店手数料や販売奨励金の区分に含まれる範囲は事業者で大きく差異が生じる等の懸念を十分留意すべき。</p>	<p><b>考え方2-3</b></p>
<p>報告する事業者によっては、携帯・固定双方の代理店手数料等が存在し、どちらのためか判別が難しいものが存在します。また、代理店手数料や販売奨励金といった区分に含まれる範囲は事業者によって相当の差異があると想定されます。このため、各事業者の代理店手数料支出額や販売奨励金支出額を単純に比較した場合、却って実状が反映されない可能性が大きい懸念があることに十分留意した上で、比較分析していただくよう要望します。</p> <p><b>【KDDI 株式会社】</b></p>	<p>報告内容については、事業者ごとに代理店手数料及び代理店への販売奨励金支出の形態が異なると想定されることを踏まえて、分析を行うとともに、情報の取扱いに留意してまいりたい。</p> <p>なお、固定通信市場においても販売奨励金及びキャッシュバックによる競争が行われており、今後、移動通信と固定通信とを組み合わせたサービスの拡大に伴い、形態を変えたキャッシュバック等の競争が起きる可能性もある。</p> <p>このため、電気通信市場の公正競争を確保するため、今後、状況を注視するとともに、必要に応じ、適切な措置を講ずることを検討してまいりたい。</p>

### 3. 第13条／集計結果の公表関係

<p>意見 3-1</p> <p>今回の報告が求められる事項は、機密性の高い経営情報。個社別データの非公表のみならず、個社情報が類推されることのないように厳重に取扱うべきもの。省内での取扱い時も最小限に限定するなど、秘匿性に十分な措置を求める。</p>	<p>考え方3-1</p>
<p>今回新たに報告対象となっている事項については、いずれも経営戦略上、機密性の高い情報であり、とりわけ、第十条、第十二条については、事業者のサービス提供の根幹をなしている極めて重要な経営情報のため外部に公表できるものではありません。</p> <p>従って、あくまでも総務省殿が内部で検証するためだけの情報として取り扱っていただき、仮に社名を伏せた状態でも個社別の数値が把握できる状態での取り扱いについては、一般への公表は勿論のこと、研究会等オープンな場での情報の利用についても避けていただくことを強く要望します。</p> <p style="text-align: right;"><b>【ワイモバイル株式会社】</b></p>	<p>今回の改正で新たに報告を求めることとなる事項については、経営戦略上、機密性の高い経営情報が含まれることにも鑑み、提出された情報の省内における取扱者の範囲や公表の在り方等を含めた取扱いについて、事業者又は第三者の権利等を害することがないよう十分に配慮してまいりたい。</p>
<p>経営戦略の根幹をなす特に機密性の高い経営情報を含み、いずれの項目についても、対外的に公表していない情報に該当することから、第10条に定める報告項目を対象から削除する等報告を求める範囲を最小限に留めていただくとともに、報告されたデータについては、個社別のデータ公表を行わないのは勿論のこと、事業者合算にするとともに、個社のデータが類推されることのないように厳重に取扱い頂きたいと考えます。</p> <p>また、各種報告データは経営戦略の根幹をなす特に機密性の高い経営情報を含む対外的に公表していない情報である以上、報告データの御省内における取扱いについても、取扱責任者を明確にした上で報告データを参照可能なメンバーを最小限に限定したり、報告提出先を取扱責任者個人のメールアドレスにしたりする等、外部への漏えいが発生しないような措置を十分に講じて頂きたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;"><b>【ソフトバンク BB 株式会社・ソフトバンクテレコム株式会社・ソフトバンクモバイル株式会社】</b></p>	
<p>第十条に関する「料金プラン別契約数」及び「一契約あたりの通信量」については、競争環境のもとでの重要な経営情報であるため、報告・公表対象とすべきでないと考えます。</p> <p style="text-align: right;"><b>【株式会社 NTT ドコモ】</b></p>	
<p>一契約あたりの通信量等や代理店手数料支出状況等は、経営上特に重要な情報であることから、報告後の数値の公表等に当たっては、各事業者の情報を公表しないのはもちろんのこと、それらが推察されることのないよう取り扱いに十分留意すべきと考えます。また、報告に係る作業や費用が、事業者の過度な負担とならないよう配慮していただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;"><b>【KDDI 株式会社】</b></p>	

#### 4. その他／報告事項・期間の見直し

意見 4-1 報告規則による事業者負担を考慮し、適宜項目の取捨選択を行い、必要のない報告については廃止すべき。またそのためのルール整備を検討して頂きたい。	考え方4-1
<p>第十条、第十二条の報告事項については、経営戦略上、極めて機密性の高い情報であることや、事業者側の負担が非常に大きいことから、期間限定での報告かつ報告のタイミング等についてご配慮いただきたいと思います。</p> <p>報告規則で求められる事項は多岐に渡り、また、質、量ともに多く、各事業者にシステム及び人的な負荷が重くのしかかっている状況です。また、年々増加傾向にあり、その負担が徐々に増加していく一方でもあります。つきましては、適宜項目の取捨選択を行い、必要のない報告については廃止していただくなど継続の必要性についてご検討いただき、また、不要な項目について見直しがかげられるルール整備をご検討頂きたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;"><b>【ワイモバイル株式会社】</b></p>	<p>今回の改正で新たに報告を求めることとなる事項については、市場環境の変化に対応し、電気通信事業分野の市場動向の適切な分析・検証や各事業者の業務の適正性等のチェックを行う上で、十分かつ正確な情報に基づくことが重要であることから、必要な情報を収集することとしたものである。</p> <p>報告事項については、事業者にとって過度な負担とならないよう十分に配慮し、必要に応じて見直しを行ってまいりたい。</p>
<p>規則で求められる報告項目は増加の一途（規則で求められる報告項目の廃止などの適宜見直しが行われている状況にない）であり減少することはない、市場評価や政策立案に活用されているか不明なものも少なくありません。事業者において、報告規則に係る業務負荷が相応に生じていることも勘案の上、報告規則に基づく報告内容は電気通信事業法第 166 条において定められている「法律の施行に必要な限度」とすることを徹底頂き、今後のサービス提供状況等も踏まえ、報告項目の一部廃止も検討して頂きたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;"><b>【ソフトバンク BB 株式会社・ソフトバンクテレコム株式会社・ソフトバンクモバイル株式会社】</b></p>	
<p>今回の改正によって新たに追加で求める報告については、検証に必要な最小限の範囲として報告が必要な期間を附則に定めて頂きたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;"><b>【ソフトバンク BB 株式会社・ソフトバンクテレコム株式会社・ソフトバンクモバイル株式会社】</b></p>	